

# 損害賠償制度から見るタバコ訴訟

～ 懲罰的損害賠償の意義について～

飯田 遥

目次	序章	
	第 1 章	損害賠償からみるタバコ訴訟の歴史
	第 2 章	タバコ訴訟における陪審員の役割
	第 3 章	懲罰的損害賠償
	終章	タバコ訴訟における懲罰的損害賠償の意義について

## 序章

タバコは周知のように明白な危険を有している。タバコの危険性が知られるようになった 1950 年代からタバコによる健康被害を訴えた、いわゆるタバコ訴訟が繰り広げられてきた。しかしながら喫煙する者がその危険性を知りながら喫煙している以上、タバコ会社に喫煙を理由とする損害賠償責任は生じないというのが従来のアメリカでの判例であり、過去のタバコをめぐる危害論争やタバコ会社に対する訴訟の氾濫にもかかわらずタバコ会社が損害賠償を支払った例は今までになかった。

アメリカのタバコ訴訟においては陪審員の力が非常に大きく、彼らの心象によって損害賠償、引いては懲罰的損害賠償の額が決定するに到っている。懲罰的損害賠償はアメリカの訴訟に特徴的な制度でありその額の大きさから陪審員は原告側の強い見方であり、彼らのタバコ会社に対する怒りはただならぬものではないことが伺える。

現在に到って、タバコ会社は長年にわたるタバコ訴訟の節目として、1997 年 6 月 20 日に全米 40 週の法務長官と主要タバコメーカーの間で締結された包括的和解において従来の判例を覆す 3685 億ドルという驚異的な額の損害賠償を支払うこととなった。この金額に含まれる懲罰的損害賠償に対する評決を下したのもやはり陪審員であった。本稿では、タバコ訴訟を損害賠償という観点から考察し、アメリカのタバコ訴訟における陪審制の問題点を検討した上で、タバコ訴訟における現行の懲罰的損害賠償制度の妥当性について論じていきたいと思う。

## 第 1 章 損害賠償からみるタバコ訴訟の歴史

たばこは、アメリカ建国以前から輸出品として外貨を獲得する主要な産物であった。現在に到ってもタバコはアメリカの主要な輸出品であり、タバコ産業は連邦政府に対して大きな政治的影響力を有している。アメリカ政府が、1960 年代にタバコと癌との因果関係を認識しながらもタバコ産業に対して強力な規制を行うことに躊躇してきたのは、このような事情に基づくものである。アメリカにおけるタバコをめぐる訴訟は歴史的には 1950 年まで遡るが、1997 年まではタバコ会社が喫煙を理由とする健康被害に対して、正式に法的責任を認めて損害賠償責任を負った例はないとされていた。しかし、連邦地裁レベルでは損害賠償を認めた判例はある。

### 第 1 節 シポロン訴訟

連邦地裁レベルで損害賠償責任が認められた訴訟の代表的なものが、タバコ訴訟第二波<sup>1</sup>におけるシポロン訴訟である。この事件は、タバコの喫煙により肺がん罹患し

たとしてローズ・シポロン (Rose Cipollon) という女性が、1983年にリゲット社を相手取り損害賠償を求めて、ニュージャージー州連邦地裁に提訴したものである。同地裁はタバコに対する有害表示を義務付けた FCLA の施行以前にも、リゲット社はタバコの有害性を警告すべきであったとして、リゲット社の警告上の欠陥を認定し 40 万ドルの損害賠償を認めた。しかし、この事件は連邦第三巡回区控訴裁判所において 1991 年に、連邦法の専占 (preemption) 法理により、一審判決が破棄された。本件は連邦最高裁判所に上訴されたところ、最高裁は明示の保証などを理由とする一定範囲の請求には連邦法が専占せずコモン・ロー上の請求は出来るとして控訴審判決を破棄し連邦地裁に差し戻した。事件が破棄されたところから、事実上原告が勝訴したにもかかわらず、シポロンの遺族が突然訴えを取り下げたため、最終決着を見ずにおわっている。この事件では、唯一陪審がタバコ会社に賠償責任を認めたが結局タバコ会社の責任は 2 割で原告の過失は 8 割と圧倒的にその過失を認めた上での評決が行われている。タバコ訴訟には合理的な喫煙モデルというものがある。これは喫煙者が自らリスクを知った上で喫煙を続けていたかどうかという点が問題であり、タバコ会社は喫煙しようとする者に熟慮ある決定を可能にする情報を与える義務があるが、その情報が与えられた以上、喫煙をするかは本人が自己の責任で決定するのである。これまでのアメリカの陪審はこの合理的な喫煙モデルを前提とした上で圧倒的に喫煙者のこの点での非を認め賠償請求を否定してきたともいえる。

## 第 2 節 最近のタバコ訴訟における傾向

上述のシポロン訴訟は警告上の欠陥を認定し厳格責任における比較帰責の法理を取ってタバコ会社の責任を認めた例である。しかし、1980 年代までは、多くの訴訟で寄与過失の法理、または厳格責任訴訟においても、危険引受の法理<sup>2</sup>及びリスティメントの解釈により原告からの損害賠償請求が否定されてきたものとされている。このように、シポロン事件のような例外的なケースを除いて、1980 年代まで全米各地で提起された多数の個人による訴訟で敗訴したことがなかったタバコ産業も、1990 年代に入って状況が変化してきた。タバコ会社に対する訴訟の増加に重要な契機となったのは、タバコメーカーが危険を認識しながら、タバコの販売を拡大させるために行ってきた数々の違法行為が明らかになったことである。今日のタバコ関連訴訟での主要な争点は、タバコの危険性に関するものはもちろんであるが、それ以上にタバコ会社が故意に国民の健康を害してきたという詐欺的な行為である。すなわち、警告表示は成されてきた詐欺的不実行が追求されている。この点に関しては、民事訴訟だけでなく、司法省がタバコ会社及びタバコ会社の役員の刑事責任を視野に入れた捜査を行っている。

タバコ会社の秘密文書が明らかになった後、タバコ関連疾病による州のメディケード支出に関し、1994 年に、ミシシッピ州が初めてタバコメーカーを相手取り求償訴訟を提起した。1996 年 8 月には、フロリダ連邦地方裁判所で肺がん罹患した喫煙者とその妻に対するタバコ会社の責任を認め 7 億 5000 万ドルの陪審評決が下された。これを契機に訴訟が頻発するようになった。さらに、1997 年 3 月、リゲット社は、タバコが中毒性を有し、ガンの原因になると認め、22 州の州政府と今後 25 年間にわたって、税引き前利益 25%あるいは 3000 万ドルのいずれか少ない額を支払うことで和解に達した。リゲット社が内部文書の存在を認め、これを引き渡すことに合意したことにより、フィリップ・モリス社を始めとする他の大手 4 社は危機感を覚え、和解交渉が進展し 6 月の連邦包括和解に到ったものである。但し、リゲット社の和解案は、後

に却下されている。

## 第2章 タバコ訴訟における陪審員の役割

第1章で見た訴訟の歴史から、陪審員が非常に大きな役割を担っているといえる。本章では、アメリカのタバコ訴訟における陪審員の役割について述べていきたい。

### 第1節 陪審積極主義

1999年7月3日にフロリダ州の全喫煙者50万人を代表した巨大クラス訴訟であるエンゲル訴訟が行われた。この訴訟では、8ヶ月に渡る集中審理の最後に、双方が13時間という与えられた制限時間の中で、陪審員を説得しようと必死の弁論が行われた。弁護士にとって、陪審員を説得することとその向こうにいる国民に向かって訴えかける事との間に区別は存在しない。アメリカの、弁護士が激しく攻防を繰り広げる対審的な訴訟手続きは、このように陪審制があって、世論が実際にも背後に感じられるような構造があるからこそ陪審裁判も生き生きとしたものとなる。このような世論を巻き込んで、裁判を国民的な討議の元におく陪審の積極的な機能は、実際タバコ訴訟の場合にも、世論の動きが多くの方で裁判に反映するという形で現れてきている。このエンゲル訴訟において、陪審は、タバコ会社に喫煙者の健康被害の責任があるとの判断を下し、もしそのまま賠償まで認められれば2000億ドルにも及ぶ、タバコ会社にとって壊滅的な打撃を与える評決を下した。実はその背後には、内部文書の漏洩などで、タバコ会社が健康被害や中毒性について詳細な研究を自ら行って知っていたにもかかわらず、それを隠し、議会でも偽りの証言を行ったことが明るみに出たという事実がある。アメリカの国民はタバコ会社に対して強い不信と怒りの念を持っていたのである。

こうした世論の反感は、既に後述の包括的和解を生んだ州政府の医療費求償訴訟の頃からはっきりしていたが、さらに1999年の2月にはカリフォルニア州で、また3月にはオレゴン州でそれぞれ5150万ドル、8000万ドルという、1人の原告の賠償としては桁外れに巨額な賠償を陪審員が認めたところにも現れている<sup>3</sup>。世論調査でも、タバコ会社に責任があるとする者は、1997年の23%から更に増えて、1999年の7月には38%にまでなっていた<sup>4</sup>。

### 第2節 陪審積極主義の問題点

以上に見たように、アメリカのタバコ訴訟は陪審制抜きには理解できないのであるが、国民の意見と微妙に同じ形で判断を行う陪審員にも、近年やりすぎという批判がでてきている。アメリカでは、被告の加害行為に悪性が認められる場合には、制裁の意味をこめて、実際の損害額を超えて損害を命ずる懲罰的損害賠償の制度があったのであるが、それが近年著しく高額化する傾向が見られるだけでなく、陪審員自身、こうした厳しい、過酷とも思われる賠償を課す事によって、企業社会に警告を発しようという意識をもち始めたといわれている。例えばそれを顕著に示す例として、カリフォルニア州の、喫煙を15歳の時から始めて50歳で肺がんになった女性に、医療費と過失利益合わせて150万ドルの他に、5000万ドルの懲罰的損害賠償を認めた陪審評決があげられる。

裁判はあくまでも当事者が法の力を借りて権利を主張する場所であり、広い政策的問題を判断するには、二当事者だけの限られた弁論では明らかに不十分である。また、陪審員が企業活動のあるべき行為の規範を設定しようとしても結局のところ、勝訴関

心に導かれた弁護士の弁論を受身の立場に立って聞くしか判断の手がかりはない。更に法の解釈として許される範囲を超えて、制裁自体が法を作り上げることも一般的には許されない。陪審には古くから陪審員の感覚に合わない法を無視して無罪を言い渡したりする“jury nullification”と呼ばれる現象が観察されてきたけれどもそれはやはり陪審員の行為規範としては許されない、というのが現在にいたるまでの確立した判例である。陪審積極主義も、正義を行うという陪審員の意気込みが強くなった時に法を忠実に適用するという、裁判をするものに求められる自制との緊張を引き起こさざるを得ない。

### 第3章 懲罰的損害賠償

本章では、前第2章を踏まえて、これまでの訴訟において不敗神話を貫き通してきたタバコ会社が歴史的な和解と天文学的な損害賠償金を支払った包括和解について論述したいと思う。

#### 第1節 包括的和解の経緯とその意義

1997年6月20日、全米40州の法務長官がフィリップ・モリスや、R. J. レイノルズなど大手タバコ会社5社を相手取り、喫煙による病気の治癒に州が支払った医療費の損害賠償を求める訴訟で、メーカー各社は今後25年に渡り、総額3685億ドル(約42兆円)の天文学的な和解金を支払うことで合意した。更に7月14日には、大手タバコ会社らを被告とする集団訴訟で、懲罰的損害賠償について陪審の評決が下った。その内容は、メーカー側に1448億ドルというアメリカの裁判史上最高額の支払いを命じるものであった。この和解は、その和解金額の大きさから、わが国でも大きく報じられたが、最近の州訴訟、個人訴訟、クラス・アクションの頻発という事態を勘案すれば和解の内容はむしろタバコメーカーにとってはプラスであるとの見方もある。タバコメーカーにとっては州政府からのメディケードなどの医療費給付に対する求償訴訟に関して和解することと、過去、現在、将来のタバコ喫煙者からの健康被害を理由とするクラス・アクションを封ずることにより多額の損害賠償金や訴訟費用を負担する可能性を回避することで財政的な安定性が得られるというメリットがあるからである。本和解の目的は、和解金額の大きさもさることながら、タバコメーカーに対してアメリカ国内におけるタバコ製品の生産、広告、販売方法について本質的な改革を要求することにより未成年者の喫煙防止に真剣に取り組むようタバコメーカーの経営方針を抜本的に変えることである。特に、若年時からの喫煙が病率を高めると言われており、シポロン事件をはじめ過去の個人訴訟でも未成年時から喫煙を続け高齢にいたって癌になったというような事例が多く、現在のタバコ問題が州からの医療費請求訴訟に典型的に見られるように公衆衛生上の問題となっている。この和解は、その後の立法化の作業でつまずき、結局実現されなかったが、98年になって、まず四州の司法長官が起こした医療費求償訴訟で和解が実現し、ついで11月には残りの全州との間でも同様の和解ができた。総額で2500億ドル弱と少し規模は縮小したが、今度は連邦法の成立を待って効力を発する規定がなく直ちに初年度分の支払いも行われた。

#### 第2節 懲罰的損害賠償を認めた判例

本節では上記第1節において述べた包括的和解を受けてタバコ会社に懲罰的損害賠償が認められた例を挙げてみたい。これは個人が訴訟を提起した裁判における三番目の勝訴例であり、フロリダ州地裁で判決が下された。

本件は 67 歳で癌の為に死亡したロランド・マドックスの妻と娘がブラウン&ウィリアムソンタバコ会社を訴えた事件で、1998 年 6 月 10 日、同地裁陪審は 50 万ドル（約 5900 万円）の損害賠償金のほか、懲罰的損害賠償として 45 万ドル（約 5300 万円）の支払いをブラウン&ウィリアムソンタバコ会社に命ずる評決を下した。

陪審は、タバコ会社が適切な警告表示をしていなかったことに過失があるとし、さらに肺がん死したマドックスが吸っていた同タバコ会社のラッキーストライクには欠陥があるとした。陪審は、被告タバコ会社が他のタバコ会社と共謀して喫煙の危険性を意図的に隠していたことも認定した。実はこれより 1 カ月前の同年 5 月に、ミネソタ州がタバコ会社を訴えた医療費求償訴訟で、61 億ドル（約 7200 億円）の支払いで和解が成立したが、この裁判でタバコ会社の内部秘密文書が法廷に提出されており、このことが本件陪審評決の決定的要因となったとみられている。

### 第 3 節 懲罰的損害賠償の制限をめぐる問題

現在アメリカ各州では、上記の包括的和解を通じて懲罰的損害賠償を制限する制定法や懲罰的損害賠償自体を禁止する州もあり、懲罰的損害賠償の制限をめぐる違憲訴訟が繰り返し提起されているのが現状である。連邦最高裁では、損害賠償額に対して過大な懲罰的損害賠償を課すことは、憲法上のデュープロセス（憲法修正第 14 条）に反するとともに、過大な罰金を課すことを禁ずる憲法修正 8 条にも違反するとした判決がある。しかし、懲罰的損害賠償額の決定に関しては、伝統的に州法の問題であり連邦裁判所が関与すべきではないとする考え方も強く、ましてや連邦法で懲罰的損害賠償請求そのものを禁止することには相当の抵抗があるものと考えられている。ただし、懲罰的損害賠償評決を得ることを禁止する憲法上の権利の制限が、それを上回る利益が保証されて当事者の公平にかなうならば例外的に正当化されることを考えることも可能であるかもしれない。すなわち、懲罰的損害賠償を賠償基金から支出することによって将来の晩発性疾病の発症者に対する賠償履修が不可能になる蓋然性が高い場合には、これを制限することも許されるものと考えられる。

## 終章 タバコ訴訟における懲罰的損害賠償の意義について

タバコ訴訟における損害賠償額について以上のように考察してきたが、個人が訴訟を起こしていた 1950 年代から比べると、クラス・アクションとして健康被害を理由に訴えを提起し、損害賠償を請求することが出来るという点で原告側が最終的には非常に大きな力をつけてきたといえる。その理由には、前述したように、タバコ会社の秘密文書が暴露されたことにより、メーカー側の故意性が立証されたことも大きな理由のひとつではあるが、タバコにより健康に支障をきたす人々が非常に多くなったということも大きな原因の一つであったと思われる。このようなアメリカのタバコ訴訟の歴史を見てみると、アメリカにおける訴訟というものの威力を思い知らされるが、果たして訴訟がこの場合の問題解決に適切な手段であったのかというと、明らかであるとはいえない。タバコ会社が支払う年間 100 億ドルの支払いは結局タバコ価格に転嫁され喫煙者が支払うのであり、州はタバコ税の引き上げによっても容易に同様の歳入を確保することが出来る。実際、和解によって 45 セントほど引き上げられ平均 2 ドル 45 セントになった<sup>5</sup>。

アメリカでは、陪審積極主義のもと、陪審裁判が非常に重要視されており、特にタバコ訴訟においてはその役割は非常に大きなものである。陪審制の利点は、陪審員の意見がアメリカ国民の意見を直に反映している点であり、物事の全てが法律や事務的

な処理では解決し得ないことを示している点である。陪審裁判では損害賠償額を大きく上回る懲罰的損害賠償の評決が下されるわけであるが、その驚異的な額は、タバコ会社に対して、国民が如何に憤慨しているかということの証明に他ならない。

例え如何に高額であったとしても、「陪審員」が懲罰的損害賠償の額を決定することに問題はない。むしろ懲罰的損害賠償は上記の理由から陪審員がその額を決定することに大きな意味がある。1997年の包括的和解にあつて、懲罰的損害賠償制度の禁止が提案された。しかしながら、以上に挙げた点、また弱い立場であった原告側にしてみれば唯一タバコ会社に対抗する手段となってきた点を考慮すると懲罰的損害賠償制度を禁止することには相当の抵抗があると思われる。懲罰的損害賠償評決により下された額が今後のタバコ被害を減少させ、当事者の公平にかなうならば正当化される制度であるはずだ。

ただ問題とされるのは、近年その懲罰的損害賠償の金額があまりにも巨額になりすぎて、タバコ会社を崩壊させかねない現状があるという点である。最近の例では、2001年度の損害賠償決額トップは、フィリップ・モリスに対して提起されたタバコ訴訟の約3900億ドルであった。様々な訴訟が提起されているアメリカ社会においてタバコ訴訟の例に関してはこれだけ賠償金が高額化する理由は一体何なのだろうか。第一に、原告が健康被害を訴えているという点だろう。健康を害された代償は本来なら損害賠償には変えられないものである。そして第二に、その健康被害がタバコ会社の詐欺的行為によって引き起こされたものであるという点である。健康被害が詐欺的行為より引き起こされたという国民の憤慨、更に言えば、喫煙する意思のないものの健康に対してまで被害を及ぼす副流煙による受動喫煙も高額化の原因として挙げられる。

しかしながら、受動喫煙者はともかく、原告として健康被害を訴えている者たちはタバコの危険性を知りながらも自らの自由意志に基づいて喫煙している点は紛れもない事実である。全ての責任を高額な懲罰的損害賠償という形でタバコ会社側に求めることには問題があるのではないだろうか。

懲罰的損害賠償制度に大きな意義が認められている以上この制度自体は禁止されるべきではない。従って現行法のように上限を加える規制法は妥当である。タバコ会社があまりにも巨額の賠償金を支払う事になれば酷であると同時にアメリカにおいてタバコは重要な輸出品として外貨を獲得する産物だからである。

以上のように、懲罰的損害賠償はその制度上は非常に大きな意味をもち、タバコ訴訟においては欠くことのできない制度と考える。しかし陪審員が評決を下すその額には検討の余地があると考えられる。

#### 【註】

- 1 タバコ訴訟には三つの波があり、第一波が1950年代から1960年代、第二波は1980年代から1990年代、第三波は1990年代以降に提起された訴訟を指す。
- 2 製造物の危険を認識した上でその危険に対してその危険に対して故意又は不合理に接近したことが原告の過失となる場合において被告はこの原告の賠償請求を全面的に否定するための抗弁とすることを認めている。
- 3 *New York Times*, March 31, 1999
- 4 *Washington Post*, August 30, 1999
- 5 “cigarette marker raises price 45 cents a pack.” *New York Times*, Nov.24.1998

#### 【参考文献】

- 棚瀬孝雄『タバコ訴訟の法社会学』世界思想社、2000年  
小林薫『タバコ・ウォーズ タバコ帝国の栄光と崩壊』早川書房、1998年  
卯辰昇「米国タバコ訴訟の新たな展開」『早稲田大学大学院法研論集』88号、1998年

---

・「タバコ訴訟に見るアメリカ不法行為法の展開」  
藤倉皓一郎「アメリカにおけるタバコ訴訟の展開と全面和解」『ジュリスト 1118号』、1997年  
伊佐山芳郎『現代たばこ戦争』岩波新書、1999年  
NEWS WEEK 2002. 7.26, pp.62~63  
1994.11.30, pp.32~33  
1998.12.2, pp.44~45, p.49  
週刊東洋経済 1997.8.2, pp.62~63